



熊本市「障がい者サポーター制度」シンボルマーク

障がい者サポーターとは・・・

障がいの特性や必要な配慮を理解し、障がいのある方が困っているときに、必要な手助けを実践していただける方々のことです。日常生活の中で、自分のできる範囲で活動してみよう！という意欲のある方であれば、どなたでもサポーターになることができます。

障がい者のためのふくしのしおり

令和7年7月発行

編集 熊本市 健康福祉局 障がい者支援部 障がい福祉課

所在地 〒862-0971 中央区大江5-1-1 ウェルパルクまもと3階

電話 096-361-2519

FAX 096-366-1173

E-mail shougai-fukushi@city.kumamoto.lg.jp